

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 八七
 - 青少年に有益な書籍として推奨する件 八七
 - 青少年に有害な図書類として指定する件 八七
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 八六
 - 森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 八六
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 八六
- 公 告**
- 落札者を決定した件 八六
 - 一般競争入札を行う件 八六
- 福 島 県 取 用 委 員 会**
- 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件二件 九二
 - 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件二件 九二
- 福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会**
- いかつり漁業について指示する件 一〇〇
- 福 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会**
- こいの持ち出し等について指示する件 一〇〇
 - こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件 一〇〇
 - 令和二年度目標増殖量を定めた件 一〇二

告 示

福 島 県 告 示 第 九 十 五 号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年二月十二日救急病院として認定した。

令和二年二月二十一日

名称
公立大学法人福島県立医科大
学附属病院
所在地
福島市光が丘一番地

福島県知事 内堀雅雄
認定有効期限
令和五年二月一日

（地域医療課）

福 島 県 告 示 第 九 十 六 号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二六三	ぼく、こわかったんだ	著 横須賀香 発行所 B.L出版株式会社	推奨対象 小学生（低学年、中学年）
二六四	こども詩集 わくわく	編集 公益社団法人全国学校図書館協議会、田中和雄 発行所 株式会社童話屋	推奨対象 小学生（低学年、中学年、高学年）及び中学生
二六五	その情報はどこから？ ネット時代の情報選別力	著 猪谷千香 発行所 株式会社筑摩書房	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般
二六六	ぼくはイエローでホワイトで、ちよつとブルー	著 ブレイディみかこ 発行所 株式会社新潮社	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般

（こども・青少年政策課）

福 島 県 告 示 第 九 十 七 号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規

定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	種類	名称等	発行者	指定理由
六六〇四	雑誌	実話ナックルズ 月刊3月号 (雑誌04877-3)	株式会社大洋図書	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六〇五	雑誌	臨増ナックルズDX v o1.20 (雑誌68542-31)	株式会社大洋図書	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六〇六	コミック	まんがグリム童話 3月号 (雑誌08305-3)	株式会社ぶんか社	健全な育成を阻害するおそれがある。
六六〇七	雑誌	ラジオライフ 3月号 (雑誌09155-03)	株式会社ニオブックス	
六六〇八	雑誌	裏マニアックス―極大裏辞典―超(SUPER) (雑誌62427-79)	株式会社ニオブックス	

(こども・青少年政策課)

福島県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年二月二十一日から同年三月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ラトブ 福島県いわき市平字田町二二〇番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

- 三 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年二月二十一日から同年三月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ラトブ 福島県いわき市平字田町二二〇番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第一百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年二月二十一日から同年三月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル安積町店 福島県郡山市安積二丁目二五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
1 防災・防犯対策への協力
平成二十年四月一日施行の「郡山市安全で安心なまちづくり条例」では、市、市民、事業者、土地所有者等(土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものを言う。)がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを基本理念の一つとして定めています。こ

の基本理念にのっとり、事業者は、地域社会の一員として、犯罪の防止のために必要な措置を講じるように努め、土地所有者等は、犯罪の防止に配慮した環境の確保に努め、市の防犯対策への協力をお願いします。

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百一号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合)にあつては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。))又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。)を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林保全課)

福島県告示第百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 大熊町

二 都市計画事業の種類及び名称

富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 大川原地区一団地の復興

再生拠点市街地形成施設
事業認可の年月日 平成二十九年三月三日
事業施行期間 平成二十九年三月三日から令和三年三月三十一日まで
事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第37号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
77,997,875円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年11月12日

（施設管理課）

公告第38号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年2月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,146,000部（年6回 1回当たり691,000部）
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和2年5月20日から令和3年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年3月13日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年3月13日（金）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年2月21日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年2月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年3月3日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年3月3日(火)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年4月3日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月2日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Printing Newsletters with an estimated total of 4,146,000 copies (a total of 691,000 copies for each bimonthly printing)

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 3 April 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 April 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和二年二月十三日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和二年二月二十一日

福島県収用委員会

会長 渡邊 真也

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道一三二号改築工事(湯野上バイパス・福島県南会津郡下郷町大字高隣字窪尻山内から同町大字合川字三斗蒔地内まで)並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		地積(平方メートル)	収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
		登記	現況		
福島県南会津郡下郷町大字 入江端	一五番	田	田	二九七	収用の部分 一四九・九三 使用の部分 四・五七
		登記	現況	実測	

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法

道路側溝及び構造物の設置に当たり収用しようとする土地の外側を掘削するための一時使用とし、その使用の範囲は収用しようとする土地から〇・五〇メートルの部分とする。

2 使用期間

明渡しの期限の翌日から起算して二年間

五 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住 所	持 分
阿部 辰徳	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一四七番地	三六分の一
不明 ただし、 (亡)阿部傳 十郎の法定相続人である次の者の全員又は一部の者	住所不明	三六分の一
阿部 鬼太郎	住所不明	
二階堂 美津子	福島県会津若松市大町二丁目二番六号	
坪 芳子	宮城県富谷市富ヶ丘三丁目二番一六号	
田部 征夫	宮城県仙台市青葉区小田原四丁目二番一七号	
田部 強	第二小田原コーポ二〇一	
田部 強	福島県会津若松市大町二丁目二番八号 二階堂美津子様方	
阿部 キシイ	住所不明	
佐藤 梅子	福島県南会津郡下郷町大字大松川字南原甲三六四番地一	
佐藤 松吉	福島県南会津郡下郷町大字豊成字頓平五八五一番地一	
佐藤 幸二	福島県南会津郡下郷町大字豊成字頓平五八二八番地二	
伊藤 敬子	福島県南会津郡下郷町大字栄富字大光寺甲四七二番地	
湯田 みさ子	埼玉県川口市前川四丁目三二番一〇一四〇一号	
湯田 吉光	埼玉県川口市大字安行領根岸七二番地の八	
蒲田 智子	東京都板橋区坂下三丁目六番一―三三二二号	
湯田 マツヨ	福島県南会津郡下郷町大字音金字沖ノ原一四九四番地二	
湯田 喜美子	福島県南会津郡下郷町大字白岩字南上平三八八番地	
橋本 翔太	福島県田村市船引町芦沢字狐石一九七番地	
橋本 祥希	福島県田村市船引町芦沢字狐石一九七番地	

橋本 瞳	福島県田村市船引町芦沢字狐石一九七番地	
渡部 一美	宮城県白石市新館町一番三八号	
三浦 栄子	愛知県名古屋市中区天神下一四七番地 市営天神下荘TB棟四〇五号	
齊藤 秀明	愛知県瀬戸市中水野町二丁目五〇六番地の五	
渡邊 ヨシイ	福島県南会津郡南会津町田島字寺前甲三〇二三番地三	
渡邊 和成	福島県南会津郡南会津町田島字寺前甲三〇二三番地三	
渡部 有里枝	福島県喜多方市山都町相川字道目乙五一六番地の一	
堀川 和代	神奈川県川崎市宮前区有馬六丁目八番一四号	
星 ハル子	第一すみれハイツ 一〇一	
小寺 ハル子	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字和貞居村二四〇六番地	
小寺 徳代	神奈川県座間市ひばりが丘五丁目四七番二〇号	
小寺 修一	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字和貞居村二四〇六番地	
大波 節子	住所不明	
小山 民子	ただし、戸籍の附票上の住所 中国 上海	
小山 和子	福島県南会津郡下郷町大字塩生字上ノ原一―二七番地	
梅宮 登志江	福島県南会津郡下郷町大字白岩字北上平六四四番地	
田中 美智子	福島県会津若松市一箕町松長一丁目三番地の六	
小山 剛	福島県会津若松市千石町五番一六号	
佐藤 鈴	福島県南会津郡下郷町大字白岩字北上平六四四番地	
佐藤 孫芳	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三二一―番地一	
佐藤 澄江	福島県会津若松市材木町二丁目二番二二二二号	
佐藤 孫次	福島県会津若松市材木町二丁目二番二二二二号	
佐藤 孫宣	宮城県仙台市泉区東黒松六番一三三三号	
山口 はつ子	千葉県我孫子市久寺家一丁目二三番二二二二号	
佐藤 直人	福島県会津若松市鶴賀町九番二五五号	
	福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東九〇一―番地の二〇	

金澤 恵美	福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東一〇七五番地の一三
佐藤 隆文	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三六番地
佐藤 ヒロ子	千葉県松戸市秋山七五七番地の四
佐藤 栄徳	千葉県松戸市上矢切二二五番地
高橋 クニ子	千葉県松戸市中矢切四九九番地
佐藤 裕美	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三六番地
白石 美廣	福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元一〇九二番地の五
岡 明美	千葉県市川市市川三丁目九番七号
湯浅 美穂	福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高一八〇番地
小椋 康子	千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町六一番地
佐藤 忠主	源七第一コーポラス二〇六号
高橋 和子	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字寺下七八九番地二
佐藤 徳二郎	千葉県八千代市上高野一一一五番地の七 (住民票上の住所) 福島県双葉郡富岡町中央二丁目六番地 (書類送達先)
菊池 美和子	茨城県牛久市南二丁目二八番二号
佐藤 孝義	東京都練馬区中村三丁目二二番一六号
山口 恵美子	福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前一七二番地の一七
佐藤 悦代	埼玉県さいたま市岩槻区大字小溝二六番地二五九
佐藤 亘浩	東京都大田区萩中二丁目一三番一四一三号
佐藤 吉記	東京都大田区萩中二丁目一三番一四一三号 東京都大田区東六郷三丁目一四番三号 CRE ST COURT 一〇三三
片山 陽子	東京都北区東田端二丁目一〇番一号
小山 モリエ	埼玉県入間市大字野田八四三番地六
渡部 もりの	福島県南会津郡下郷町大字大松川字宮内甲八二二番地
佐藤 明	福島県南会津郡下郷町大字栄富字家ノ下甲八〇三番地二
佐藤 昭男	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目二八番地

佐藤 豊八	福島県南会津郡下郷町大字澳田字半道田一六六	三六分の一
佐藤 喜美男	東京都葛飾区堀切二丁目六番七号	三六分の一
二宮 利一	福島県南会津郡下郷町大字大松川字大座惣乙九一二番地	三六分の一
佐藤 大和	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三五番地	三六分の一
佐藤 安一	福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平五九八番地	三六分の一
高橋 明	福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西六〇七番地の三 コーポ飯寺二〇一号	三六分の一
玉川 良男	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一二九番地一	三六分の一
玉川 一郎	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三八番地	三六分の一
玉川 健	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三〇番地	三六分の一
阿部 一男	東京都調布市上石原一丁目二九番地三三 シャンテB二〇一	三六分の一
香山 洋子	神奈川県海老名市国分北二丁目一一番三九号	三六分の一
植村 政和	神奈川県横浜市港南区野庭町五九三番地二一	三六分の一
植村 義典	千葉県茂原市中部一六番地一六	三六分の一
小林 幸子	東京都品川区小山一丁目二番一六〇四号	三六分の一
渡部 道子	福島県南会津郡南会津町中荒井字樋口一六四二番地一	三六分の一
佐藤 文昭	七 メゾンドルミネ東大宮四〇六号室	三六分の一
植村 昭夫	栃木県宇都宮市宝木本町一一六二番地一六	三六分の一
	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字和真居村二三一七番地五	三六分の一

番地
(書類送達先)
福島県南会津郡下郷町大字大内字山本二番地
浅沼真由美様方

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和二年二月十三日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和二年二月二十一日

福島県収用委員会
会長 渡 邊 真 也

一 起業者の名称
国土交通大臣

二 事業の種類
一般国道二二二号改築工事(湯野上バイパス・福島県南会津郡下郷町大字高隣字窪尻山地内から同町大字合川字三斗蒔地内まで)並びにこれに伴う県道及び町道付替工事
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積(平方メートル)	収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
	登記記録	現況		
福島県南会津郡下郷町大字入江端	田	田	六一・八〇	収用の部分 三五・四四 使用の部分 二・四二

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間
1 使用方法

道路側溝及び構造物の設置に当たり収用しようとする土地の外側を掘削するため
の一時使用とし、その使用の範囲は収用しようとする土地から〇・五〇メートルの

五 部分とする。
2 使用期間
明渡しの際の翌日から起算して二年間
土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
不明 ただし、 (亡)阿部寅吉の法定相続人である次の者の全員又は一部の者 阿部 鬼太郎 二階堂 美津子 坪 芳子 田部 征夫 田部 强 阿部 キシイ 佐藤 梅子 佐藤 松吉 佐藤 幸二 伊藤 敬子 湯田 みさ子 湯田 吉光 蒲田 智子 湯田 マツヨ 湯田 喜美子	住所不明 福島県会津若松市大町二丁目二番六号 宮城県富谷市富ヶ丘三丁目二番一六号 宮城県仙台市青葉区小田原四丁目二番一七号 第二小田原コーポ二〇一 福島県会津若松市大町二丁目二番八号 二階堂美津子様方 住所不明 福島県南会津郡下郷町大字大松川字南原甲三六四番地一 福島県南会津郡下郷町大字豊成字頓平五八五一番地一 福島県南会津郡下郷町大字豊成字頓平五八二八番地二 福島県南会津郡下郷町大字栄富字大光寺甲四七二番地 埼玉県川口市前川四丁目三二番一〇一四〇一 前川四丁目市営住宅 埼玉県川口市大字安行領根岸七二番地の八 東京都板橋区坂下三丁目六番一―三三二二 福島県南会津郡下郷町大字音金字沖ノ原一四九四番地二 福島県南会津郡下郷町大字白岩字南上平三八八番地	三四分の一

<p>不明 ただし、 (亡) 星徳太 郎の法定相続 人のうち星徳 光又は星徳光 (持分不明) 及び所澤邦子 (持分不明)</p>	<p>星 宏 福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平六〇四 番地</p>	<p>星 信男 福島県南会津郡下郷町大字中妻字下中平一七番 地</p>	<p>星 周平 福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三二 番地</p> <p>不明 ただし、 (亡) 星賢伍 の法定相続人 である次の者 の全員又は一 部の者 平松 ゆかり 宮野 義和 南波 則雄 星 喜代子 鈴木 節子 廣野 恵三 廣野 ハルエ</p>
<p>(星徳光) 福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三三 番地 (所澤邦子) 東京都千代田区六番町五番地四 ザ・パークハ ウス六番町七〇四号</p>	<p>福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平六〇四 番地</p>	<p>福島県南会津郡下郷町大字中妻字下中平一七番 地</p>	<p>東京都練馬区下石神井五丁目一八番一五―一六〇 一号 福島県会津若松市河東町東長原字長谷地八四番 地二 福島県会津若松市大町二丁目二番一六号 福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平四九九 番地 福島県会津若松市東年貢一丁目五番八号 福島県南会津郡南会津町大字糸沢字前原九五二 番地 福島県会津若松市天神町二八番三一号 メゾン コア秀一〇四</p>
<p>三四分の一</p>	<p>三四分の一</p>	<p>三四分の一</p>	<p>三四分の一</p>

<p>内山 克子 廣野 由美 廣野 洋司郎 廣野 志満子 廣野 貴一 竹内 貴子 廣野 悠子 廣野 哲也 廣野 泰男 曾根 継子 廣野 祐次 齋藤 泰紀</p>	<p>廣野 泰男 曾根 継子 廣野 祐次 齋藤 泰紀</p>	<p>田村 準子 横山 美智子 森 洋子 友田 奈保子</p>	<p>内村 明日香 廣野 真一郎 廣野 章貴 高田 大輔 本田 光一 本田 恭一 片野 義一郎 藤枝 智子 遠藤 静子</p>
<p>埼玉県川口市柳崎五丁目三番三十四〇一号 ダ イヤパレス東浦和Ⅱ 福島県会津若松市天神町二八番三一号 メゾン コア秀一〇四 福島県会津若松市南花畑五番一号 市営住宅南 花畑団地三棟三〇四号 神奈川県横浜市中南区唐沢五一番地 神奈川県高座郡寒川町大曲二丁目五番一一号 神奈川県藤沢市下土棚五四六番地の四 福島県会津若松市湯川町五番一五号 市営住宅 厩町団地二棟四〇一号 福島県会津若松市東千石三丁目五番三二号 シ ティハイムA二〇二 福島県会津若松市湯川町五番一五号 市営住宅 厩町団地二棟四〇一号 福島県会津若松市大町一丁目四番六号 福島県会津若松市天寧寺町五番一三三号 住所不明</p>	<p>福島県会津若松市大町一丁目四番六号 福島県会津若松市天寧寺町五番一三三号 住所不明</p>	<p>宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京原一三番 地の一 ピュアライフ京原一―八 福島県郡山市田村町金屋字新家四三番地 東京都三鷹市井の頭二丁目三二番三三三 神奈川県小田原市小八幡二丁目一五番一三三 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番一六号 ライオンズマンショングリーン久屋大通一―一〇 三号 神奈川県横須賀市粟田二丁目六番三三三 東京都港区港南三丁目九番三三―四〇五号 東京都世田谷区瀬田五丁目五番一―一〇 瀬田ハ イツー〇三 東京都調布市深大寺東町三丁目一―一―番地二二 セラヴィノースコート三〇一 福島県田村市常葉町常葉字荒町二六番地 千葉県松戸市松戸一〇九八番地の一 松戸中央 公園パーク・ホームズ三〇四号 福島県福島市飯野町字小平山二八番地の一六 神奈川県厚木市吾妻町一番二―一四〇二号 福島県郡山市久留米三丁目七九番地の六</p>	<p>神奈川県横須賀市粟田二丁目六番三三三 東京都港区港南三丁目九番三三―四〇五号 東京都世田谷区瀬田五丁目五番一―一〇 瀬田ハ イツー〇三 東京都調布市深大寺東町三丁目一―一―番地二二 セラヴィノースコート三〇一 福島県田村市常葉町常葉字荒町二六番地 千葉県松戸市松戸一〇九八番地の一 松戸中央 公園パーク・ホームズ三〇四号 福島県福島市飯野町字小平山二八番地の一六 神奈川県厚木市吾妻町一番二―一四〇二号 福島県郡山市久留米三丁目七九番地の六</p>

飯沼 喜代子	渡部 一	渡部 幸一	渡部 和子	渡部 博行	渡部 貞夫	堀江 香子 村越 ちか子 小山 ふみ子 平山 昭子 平山 新一 平山 宏 平山 睦 平山 昭宏 佐藤 英春 高岡 眞由美 平山 澄子 宗像 敬子
(住民票上の住所) 福島県南会津郡下郷町大字山本二二番地 浅沼真由美様方	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平二二四番地	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平七番地	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平七〇番地	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平六九番地	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平六四番地	埼玉県さいたま市中央区八王子五丁目一二番二〇一〇七号 千葉県千葉市中央区生実町一七七六番地五 埼玉県久喜市青葉二丁目九番地 県営久喜青葉団地一棟一一二号 福島県大沼郡会津美里町字新町二二五番地七 東京都墨田区押上一丁目二四番六号 吉野荘三F 東京都墨田区太平二丁目五番三二〇一号 福島県大沼郡会津美里町字本郷道西甲二五七番地 道西住宅五号 福島県大沼郡会津美里町字新町二二五番地七 福島県会津若松市表町七番一〇号 茨城県稲敷市時崎二五〇番地一三 福島県大沼郡会津美里町佐賀瀬川字西屋敷八四六番地 埼玉県川口市大字道合四六二番地の三
三四分の二	三四分の一	三四分の一	三四分の一	三四分の一	三四分の一	

四 土地所有者の氏名、住所及び持分	所在地番	地目	登記記録	現況	登記記録	実測	収用しようとする土地の面積(平方メートル)
	福島県 五六番	田	田	田	五五七	五五五・二二	収用の部分 四九〇・二二六
	双葉郡 一					九	
	双葉町 大字中						
	野字淡						
	江						
福島県 一六六番	田	田			二八一	二八四・九五	収用の部分 二八四・九五
双葉郡 一							
双葉町 大字両							
竹字増							
田							

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第三号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用について令和二年二月十三日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和二年二月二十一日

福島県収用委員会
会長 渡 邊 真 也

一 起業者の名称
福島県

二 事業の種類
二級河川前田川水系前田川公共災害復旧工事(左岸 福島県双葉郡双葉町大字中浜字南川原地内から同郡浪江町大字両竹字森合地内まで、右岸 福島県双葉郡双葉町大字中野字羽山前地内から同町大字両竹字増田地内まで)及びこれに伴う附帯工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

氏名	住 所	持分
菅本 章一	(住民票上の住所) 福島県双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇一〇三番地 (書類送達先) 埼玉県加須市馬内五七六番地一 パレドールA二〇三	六分の一
菅本 章二	(住民票上の住所) 福島県双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇一〇三番地 (書類送達先) 埼玉県加須市馬内五七六番地一 パレドールA二〇三	六分の一
原田 博子	愛知県名古屋市中味二丁目一三五番地 市営南 あじま荘一棟五〇四号	六分の一
小野寺 武子	栃木県小山市若木町三丁目一七番三二号	二分の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

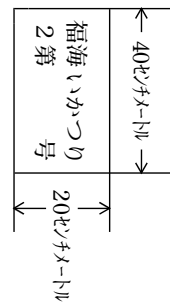
令和二年二月二十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、令和二年六月一日から令和三年一月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件

- 1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
- 2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 6 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和二年六月一日から令和三年五月三十一日までとする。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和二年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

- 一 指示の内容
1 持ち出しの禁止
(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が

認められた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMF法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

二 指示の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

こいの持ち出し等について指示する件（令和二年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和二年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における令和二年度目標増殖量を次のとおり定めた。

令和二年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	2,600	3	14,700	9,100	—	—	—
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会津東部非出資漁業協同組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	—	—	2,000	3	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	—	—	3,500	26,400	10	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大島湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合 計			5,474	4,172	11,277	426,300	34	513,800	585,200	32,200	10,740	245